

訪問+通所の新サービス創設へ

2022年11月14日(月) 10:00~12:30

14日に開催された介護保険部会で、複数の在宅サービス(訪問+通所)を組み合わせる複合型サービスを設けることが提案されました。又、経営状況の見える化策として介護サービス情報公表制度を活用し、財務諸表、一人あたりの賃金等を公表することや、都道府県への経営状況の届出義務化が提案されました。次回(24日)も、引き続き、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」の議論が行われる予定です

1. 複数の在宅サービス(例:訪問や通所)を組み合わせる新しい複合型サービスの創設

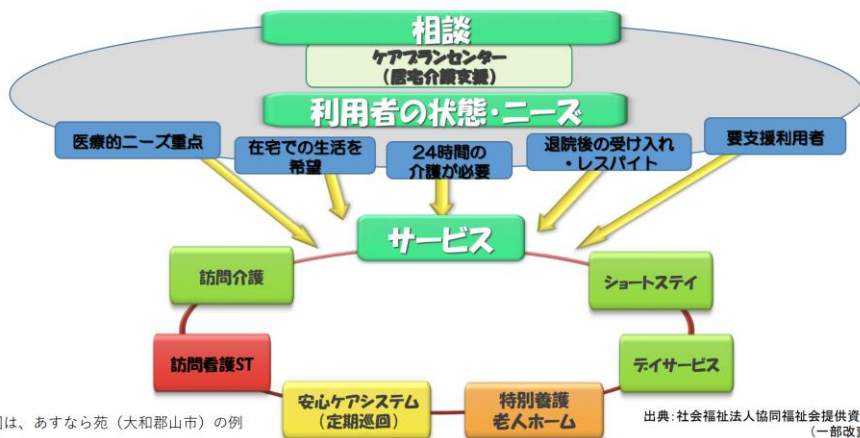
複数サービスを組み合わせる事業者の取組

事例1:社会福祉法人協同福祉会(奈良県大和郡山市)

○社会福祉法人協同福祉会では、主に奈良県内において、利用者の状態やニーズに応じて必要なサービスを提供できるよう、複数の在宅サービス等で構成される複合施設を多数展開している。

【現場での課題】

- ・あすなら苑では、在宅サービスの併用者は利用頻度が高い方も多く、他のサービスも必要になってくるとすぐに区分支給限度額を超えてしまう。
- ・そのため、必要なサービスが十分に提供できない場合があり、また、それぞれのサービスの回数調整も必要になるため、利用調整が煩雑になっている。



※ 図は、あすなら苑(大和郡山市)の例

出典:社会福祉法人協同福祉会提供資料(一部改変)

既存資源を活用した複合的な在宅サービスの整備を進める、例えば、複数の在宅サービス(訪問や通所)を組み合わせる複合型サービスの類型を設けることが提案された。

詳細は、今後、介護給付費分科会で議論される

合わせて機能が類似している定期巡回と夜間対応型訪問介護などの将来的な統合・整理の検討などが提案された

左図は、今回(第101回)の介護保険部会「参考資料」に掲載された協同福祉会の取組

2. 財務諸表や一人あたり賃金の公表義務化へ

国民に対して介護が置かれている状況理解を目的とし、介護サービス事業者の経営状況について、財務諸表や一人あたりの賃金等について、「介護サービス情報公表制度」を活用することが提案された。又、経営状況を都道府県知事へ届け出ること提案された

日本医師会: 情報の利活用を促進する賃金の公表は、小規模事業者は個人情報の公表になりかねず、十分検討が必要

健康保険組合連合会: 介護サービスの継続性を担保するためにも必須と考える

3. その他

科学的介護の推進

入力負担の軽減を図り、収集する項目がエビデンスの創出・フィードバックに資するように検討する
施設サービス等の基盤整備

特別養護老人ホームの空床の原因分析と特例入所の実態把握をし、趣旨の明確化を図り、適切な運用を図る

ケアマネジメントの質の向上

ケアマネジメント手法の更なる普及・定着を図るとともに、オンライン化の推進など研修を受講しやすい環境を整備する

民間介護事業推進委員会 座小田孝安代表委員の意見

1. 在宅サービスの基盤整備について

介護保険制度施行から22年経過し、今後の在宅サービスは多様で柔軟なサービス提供ができるよう変化させていかなければならない

限られた人材・経営資源を効率的、効果的に展開していくためには、**新たな複合型サービス創設は極めて重要**と考える。現場の意見も踏まえ、地域特性にも応じたものを積極的に開発してほしい

2. 財政状況等の見える化について

介護保険法では、事業所ごとに会計区分しなければならない。介護事業者の透明性確保の観点や国民に対して介護が置かれている実態理解を促進する観点から、取組の方向性は賛成

検討にあたっては、事務負担増、コスト増にならないよう、又、介護情報サービス公表制度の活用や、利用者の選択に資する趣旨からも**可能な限り簡素にすべき**